

保険法施行に伴う保険内容の改定に関するお知らせ

平成22年4月1日より保険法が施行されることに伴い、当社では「あんしん住まいる家財保険」および「テナントプラン保険」の商品内容を一部改定し、同日より実施いたしますので、お知らせいたします。

なお、今回の商品内容の一部改定により、補償内容は変わることはありませんので、ご安心ください。

1. 保険法制定の背景と経緯

これまで保険契約に関する基本的なルールは、明治時代に制定された商法の中に規定されていましたが、約100年間実質的な改正が行われず、表記も片仮名・文語体のままであり、現在の社会情勢にあった適切な内容や表記にする必要がありました。そこで、保険契約に関する基本的なルールが全面的に見直され、商法から独立した保険法が新たに制定されました。

保険法では、保険契約者の保護に重点を置き、保険契約者等の利益確保のため、従来よりもお客さまにとって有利なものとするなどの見直しが行われました。

2. 保険内容の主な改定点

(1) 保険金の支払時期

当社は、お客さまの保険金請求手続きが完了した日から30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、当社が保険金をお支払いするために特別な照会や調査が必要となる場合には、お客さまに確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期をお知らせし、その時期までに保険金をお支払いします。

※この規定は、保険法施行日（平成22年4月1日）以降に発生した保険事故であれば、旧約款にて締結された契約についても適用されます。

(2) 重複保険

他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当社は自らが締結した保険契約に基づく支払責任額をお支払いします。

なお、損害額を超えて複数の保険会社から保険金を受け取ることはできません。

(3) 告知義務

保険契約を締結する際は、お客さまは、当社に対して重要な事項を申し出ていただくことになっていますが、当社が保険契約申込書でお尋ねする項目にお客さまが回答していただく形となりました。

(4) 通知義務

ご契約内容に変更が生じた場合は、お客さまから遅滞なくご通知をしていただくこととなりました。

なお、変更により当社の引受範囲を超えることとなった場合には契約を解除させていただきます。

(5) 重大事由による保険契約の解除

お客さまが、保険金のお支払いを受けようとして故意に損害を生じさせた場合や保険金請求について詐欺を行った場合など、お客さまに当社との信頼関係を損ない、保険契約を存続することが困難となるような重大な事由があったときは、保険契約を解除させていただくことがあります。

※この規定は、旧約款にて締結された契約についても適用されます。

(6) 消滅時効

保険金請求権等の時効期間を2年から3年に延長しました。

本件に関するご質問などは、下記までご連絡のほどお願いいたします。

お客様相談室 ☎ 0120-936-269

受付時間 平日（月～金）9:00～18:00